

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証における性別項目の削除

提案団体

神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。

具体的な支障事例

法令により自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者（受給者）から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながるとともに、当該項目に係る書類確認、データ入力（平成 29 年度実績：48,473 件）の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。
※ 平成 29 年度実績は、県所管域のみの実績件数。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条第 1 項第 1 号、第 41 条第 1 項第 1 号、第 45 条第 1 項第 1 号、第 47 条第 1 項第 1 号、第 48 条第 1 項第 1 号、附則第 8 条第 1 項第 1 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市

○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療（精神通院）を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながると考える。
○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について

省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。

○本市においては、平成 28 年 4 月 1 日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。

精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われます。

○本市においても、性同一性障害を有する申請者（受給者）から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けることがある。

このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。

○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。

○本市においても法令に基づき、自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証に性別を記載している。

「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者（受給者）から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。

○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。

○窓口で相談事例あり（詳細は障がい福祉課では不明）。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。

申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。

○法令により自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。

精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者（受給者）から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一障害者の方への配慮の点からも性別の記載は廃止するべきと考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 86 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 雇用・労働

提案事項（事項名）

公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者（雇用保険受給者）が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

公共職業訓練等受講届・通所届（雇用保険法施行規則様式第 12 号）、公共職業訓練等受講証明書（雇用保険法施行規則様式第 15 号）について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。

【制度改正による懸念点】

特段想定されない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

雇用保険関係様式に係る事務処理期間の短縮により、雇用保険受給者の利益に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号・第 15 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るため賛同する。

○公共職業訓練等受講届・通所届（雇用保険法施行規則様式第 12 号）、公共職業訓練等受講証明書（雇用保

険法施行規則様式第 15 号)に係る公共職業訓練等の施設の長の氏名記載が求められていることについては、様式にサイズを合わせたゴム印の準備を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務では毎月ごと支給期日に間に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。

○本県でも、当該証明は毎月各 100 件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のとおり氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながると考える。

○本県においても提案県と同様の状況であり、該当様式については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設の長の氏名の記載までは必要ないと考える。

○当県においても、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、訓練受講者のうち雇用保険受給資格者が多数に及ぶことから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 87 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 雇用・労働

提案事項（事項名）

公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者（雇用保険受給者）が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇われるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。

また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正な文書管理の点で懸念がある。

【制度改正による懸念点】

特段想定されない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

雇用保険関係様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号・第 15 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。

○雇用保険関係様式に係る受給資格者関係の書類では個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を図っており、複数人による確認作業は基より施錠による保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正な文書管理の点が懸念される。

○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。

○本県でも、当該証明は毎月各 100 件を下らず、提案県と同様に個人情報の取り扱いが躊躇されるところであり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考える。

○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。

○当県においても、雇用保険関係様式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要のある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項（事項名）

公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者（雇用保険受給者）が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

公共職業訓練等通所届（雇用保険法施行規則様式第 12 号）に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行之い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。

【制度改正による懸念点】

単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者（雇用保険受給者）の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化されることにより、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、事務処理期間の短縮が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。

○通所に関する証明事務については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃額等を申請するものとされており、公共職業訓練を受講する場合には、公共職業能力開発校の長が通所に関する事項の証明をしているが、同様に公共職業安定所長より証明内容の修正指示等を受けることがあり、最終確認を公共職業安定所で行っていることから雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。

○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。

○施設内訓練、委託訓練ともに、入校時に受講届・通所届として提出する場合と実習等による通所方法変更時に提出する場合がある。後者は提出件数が多く大きな事務負担となっており、本提案に賛同したい。

○本県でも当該証明は毎月 100 件を下らず、通所に係る距離および運賃確認の業務は大きな負担となっている。

○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。

○公共職業訓練等通所届に係る証明事務については、証明方法等について明確な根拠等が明示されいないにも関わらず、証明した内容について公共職業安定所長から修正指示等を受けることがあることから、その修正について相応の事務負担が生じている。通所に関する事項については「裁量の余地のない確認的行為」であり、その事項の証明については雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、手続きの流れや方法が合理化されることにより、事務処理の適正化や都道府県の事務処理負担軽減が図られるだけでなく、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

101

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定

提案団体

秋田県、宮城県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。

具体的な支障事例

これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。

今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。

①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。

②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。

従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定（権限を法定移譲）すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続（と住民サービス）が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。

②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）第 53 条第 1 項及び第 56 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県

○市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれも少ない。

○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行う必要がある。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42／62市町村にとどまっている。

県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。

○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。

○県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。

かつ、処置件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民税が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。

○番号法により「所得区分の確認」を市町において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町に移譲することが必要であるが、市町との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 111 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項（事項名）

幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて

提案団体

大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。

対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない（認定こども園法第3条6項）」とされている。

この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。

しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。

実態として、大阪府では、平成 27～30 年の認定事務 97 件のうち、17 件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。

当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第 31 条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、山口市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市

○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。

○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。

○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考ええる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際（運営法人や建物構造に変更がない場合）の財産処分手続に係る添付書類の簡素化

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する

具体的な支障事例

大阪府では子ども子育て新制度移行時（平成 27 年 4 月 1 日時点）で保育所数が 1,101 園に対し、認定こども園数が 287 園（うち幼保連携型 259 園）であったが、平成 29 年 4 月 1 日現在で、保育所数 984 園に対し、認定こども園数が 505 園（うち幼保連携型 434 園）と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。

財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類（補助金交付決定書、検査済証、図面等）が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を検索することが負担となっている。

すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼保連携型認定こども園への移行を希望する事業者の負担が軽減されるだけでなく、添付書類が簡素化されることで書類検索に要する時間が短縮されることで速やかな移行が期待されるため、新たな認定こども園化の推進にもつながり、更には地域における子育て機能の充実により、地域の特定教育・保育サービスに対する利用者ニーズに迅速に応えることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日厚生労働省雇児発第 0417001 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、福島県、横浜市、山口市、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井

○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。

○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建設当時の書類を捜索することに多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育的な性質を引き続き有することから簡略化をお願いしたい。

○認定こども園への移行を希望する事業者の事務負担が大きい。

○当市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が31園(うち幼保連携型21園)であったが、平成29年4月1日現在で、認定こども園数が50園(うち幼保連携型32園)と保育所等から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設するにはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入れをしており、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者、本市とも事務手続きに時間がかかっているため改善が求められる。

○提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、書類作成等を簡素化していただきたい。

○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要であり、その書類の量は膨大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を促進していることから、可能な限りの書類の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、案件により求められる内容が異なり、添付資料として必要な平面図や交付決定通知書等よりも膨大な量の資料を求められることが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただくか、保育所等から認定こども園に移行する場合においては、平面図と交付決定通知書等のみとされたい。

○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について(平成20年4月17日 雇児発第0417001号)」のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」1(4)に当たり、厚生労働大臣等の承認を必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出でよい等、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。

○当市では、平成27年4月1日の新制度施行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における事務が煩雑であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

113

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

処遇改善等加算の認定権限の移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。

具体的な支障事例

処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村（以下、「一般市町村」とする）が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。

しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。

また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。

更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化（市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長 5 箇月程度）している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。

根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成 29 年 4 月 27 日付府子本第 375 号、29 文科初第 215 号、雇児発 0427 第 8 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山口市、京都府、池田市、愛媛県

○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。

○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。

○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。

認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。

○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し

提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。
※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。

具体的な支障事例

大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が（1分野ごとに）15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。
研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- 時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。
- 研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。

根拠法令等

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須坂市、山口市、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市

○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。については、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると

考える。

○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。

○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。

○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。

○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。

○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。

○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。

○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。

○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、道内の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直していただきたい。

○保育士等キャリアアップ研修の受講に必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。

○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。

○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上っており、当該提案に賛同する。

○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。

○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。

○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。

○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。

○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。

○対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15 時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022 年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

児童養護施設の保育士配置基準の緩和

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。

具体的な支障事例

近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成 29 年 10 月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は 2.64 であり、求める人数の半分の希望者もない状況である。また、福祉人材センターにおける過去 5 年間の保育士就職人数は 0 人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増えれば、この課題に対する解消に繋がるものと考え。また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待される。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令 63 号）第 42 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、北九州市、大分県

○①支障事例について

児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。

②地域における課題等について

児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。

保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わりのある大学等に対し、就職先としてのあっせんを依頼しているが、各大学等卒業生のうち 1 名程度しか児童養護施設に就職してい

ない。

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある職場であることをPRすることも必要である。

○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。

女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦労している。

○支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設における職員（保育士）の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉（社会的養護関係）を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認められる。

○平成29年度において、県内1ヵ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケアの実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員（保育士や児童指導員）の確保ができず実施を延期した事例があった。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

前年度における施設監査（一般監査）の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設）への一般監査（実地）の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則2年に1回を、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

具体的な支障事例

社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設）への施設監査（一般監査）の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。（前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能）また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。

施設監査（一般監査）と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。

施設監査（一般監査）と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査（一般監査）と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施設監査（一般監査）の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。

根拠法令等

社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について（通知）」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市

○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設監査（一般監査））のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。

施設監査（一般監査）と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の応対者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効果的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。

特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査（一般監査）の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。

○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。

○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。

○ 監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。

○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。

施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。

○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。

なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。

○提案に賛同する。

本県では、老人福祉施設、障害者支援施設（自治事務）については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ（保護施設（法定受託事務）については、従前のとおり変更なし）。

その一方で、児童福祉施設（自治事務）については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。

○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。

また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。

○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

生活保護法第 29 条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行の生活保護法第 29 条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。
地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。

具体的な支障事例

当市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約 7 割を占めている。年金受給できるのかどうかも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第 29 条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター（香川県高松市）へ照会回答事務が集約されており、回答が届くまで時間を要し大変不便をきたしている。
また、今般の年金受給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せずに年金を遡及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る頃には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。
一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第 20 条の 11 に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第 29 条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○最寄りの年金事務所でも調査できることにより、これまで照会・回答にかかった時間や 78 条徴収金の事務処理で費やしてきた時間を大幅に短縮できる。
○29 条調査で年金受給に関する全ての事項ができることにより、被保護者の年金受給権の可否、年金額や受け取り見込額、年金受け取り月日、納付期間で浮いたデータへの発見等ができると考えられ、年金に係る不正受給対策に寄与する。

根拠法令等

○生活保護法第 29 条及び第 29 条第 2 項、
○「日本年金機構における生活保護法第 29 条に基づく照会回答事務の集約化について」（平成 29 年 3 月 3 日付け保護課保護係長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、石岡市、ひたちなか市、所沢市、大和市、福井市、岐阜市、多治見市、山口市、田原市、城陽市、大阪市、堺市、八尾市、西宮市、出雲市、熊本市

○直接、最寄りの年金事務所に赴き、窓口で調査依頼をすることがあるが、繁忙期や調査対象者が多いと、対応を断られるときがある。相談の予約をしても数週間先になることもあり、迅速な処理に支障を来している。

○生活保護受給者の年金収入の有無等については、事務手続きが簡素でないことや、速やかに状況を把握できないことから、裁定請求が遅れ、結果的に法第 63 条による費用返還額や法第 78 条による費用徴収額が、高額となってしまうことが多い。

○年金受給開始の申告が無く、後の課税調査等で年金の受給が発覚し、結果保護費の不正受給が発見されたケースが複数件ある。個別に年金事務所に文書照会を行ったとしても、日本年金機構中央年金センターにて照会を行うよう案内されるような状態であり、日本年金機構中央年金センターへの照会では、照会文書 発送日から回答受領日までおよそ 1 か月程度要するのが現状である。要保護者から保護申請を受けた際にも、申請日当日に調査文書を送ったとしても、法定期限である 14 日以内に当該調査の回答が得られないのが現状である。

○現在、生活保護法第 29 条に基づき、日本年金機構へ文書による照会を実施する際に、回答を得られるまでに約 3 週間を要している。また、早急に年金情報が必要な場合等は、地区担当員が年金事務所へ出向き調査を行うが、その際に、事前に本人に調査目的を説明し、委任状に記入・捺印してもらう必要があるため、事務処理に時間が掛かっている。生活保護担当職員に調査権限が付与されれば、それらに掛かる時間が削減され、不正受給の早期発見・早期対応が可能となるため、必要な権限であると考えられる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 167 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 環境・衛生

提案事項（事項名）

移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。

具体的な支障事例

【現状】

人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。

上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。

【支障事例】

移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合（①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること）が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交流人口の増加による地域の活性及び移住・定住のきっかけづくりによる移住等の推進、地域団体組織の地域づくり活動による地域力の活性・向上に加え、地域内に存在する空き家等の活用による危険空き家等の発生抑制による地域の安心安全の確保が期待できる。

根拠法令等

- ・旅館業法第2条、第3条
- ・平成 28 年3月 31 日付 厚生労働省生活衛生課長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、福島県、栃木市、岐阜県、岡山県

○移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

については移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。

○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合（①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること）が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、移住の希望を明確に示していない段階での短期移住を提供する施策を行うことが難しい。

○H28.3.31 厚労省生活衛生課長通知では、空き家物件の短期居住に当たって、当該市町村への移住希望の意思がある者が、必ずしも当該施設自体を購入又は長期賃借しない場合には、旅館業法の適用外とならないため。

○移住希望地での生活体験を行う、お試し住宅事業については、営利目的ではなく、移住希望地域での生活を体験することを目的としている。

しかし、旅館業法の適用を受ける場合、施設整備などの問題で、実施が難しく、事業実施が困難となる。

また、市町村は旅館業法の適用を受けないように、宿泊料を徴収しない等の対応を行っており、光熱費等も市町村側の負担となり、財政的負担を考えると移住希望地域での空き家を活用した生活体験事業の実施が難しくなっている。

○当県では、宿泊施設においては一定の衛生水準を確保する必要があることから、現行の運用で良いと考えている。

ただし、旅館業法の適用除外を広げた場合でも、衛生水準が確保される方策があれば支障ないとする。

○本市の中山間地域では、地域団体が、適用除外として示された「売買又は賃貸を前提とした空き家物件への短期居住」ではなく、継続的な短期お試し住宅の設置を検討している。

移住希望者の多くは地域内での短期お試し居住を求めているが、継続的な運営には必要最小限の経費徴収が必要であり、現状では積極的に実施することが難しい状況にある。

移住希望者が地域内の施設に短期居住する場合も同様に旅館業法の適用除外となることにより、地域住民による主体的な移住者支援が促進され、結果として移住者の増加、空き家等の活用による危険空き家の抑制など、地域力の向上に繋がる。

○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合（①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること）が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続

提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。

住所地特例対象施設は、介護保険3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅）、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。

【支障事例】

他市町から特定施設（軽費老人ホーム）に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。

実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム（ケアハウス）入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成 18 年度以降 9 人（内、4 人は継続利用中）で、支払った介護給付費は 1 億 6,898 万円（平成 30 年 3 月分まで）となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。

根拠法令等

・介護保険法第 13 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、米沢市、石岡市、山県市、田原市、芦屋市、出雲市、高松市

○本市では、地域密着型サービスの入居系サービスでも地域の実情から介護保険法第78条の2第4項第4号の協議に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスであることをもって入居・入所系事業所の適用外とする必要はなく、他の住所地特例と同様の取扱いとすべきであると考えます。

○地域密着型サービスを住所地特例の対象とすることは「住み慣れた地域で暮らし続ける」という地域包括ケアシステムの理念には馴染みにくいものの、提案団体からの提案と同様の事例が全国的に散見され、結果として不公平な費用負担となっていることから、制度改正が求められる。

○本市でも複合高齢者施設で同様の問題が生じている。

○特定施設（サービス付高齢者住宅）から、認知症の進行に応じてグループホームを経由して介護福祉施設（特別養護老人ホーム）へ移るケースも想定される。サ高住から直接特養に入った場合は住所地特例者であるが、グループホームを経由するとその時点で施設所在市町村被保険者となり、更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険者となり、施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから、住所地特例施設として整理するのが望ましい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 170 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項（事項名）

介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉法第 2 条に規定する事業外の施設（介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所）を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

平成 27 年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が 50%減額（10 年間）されることとなった。

減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日付厚生労働省医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記 1-2 の 2-（3）に規定する事業をいう。）の対象となる施設のうち、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム）である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。

【支障事例】

介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。

平成 28 年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。

根拠法令等

・国有財産特別措置法第 3 条

- ・社会福祉法第2条
- ・平成 27 年 12 月 21 日付 財理第 4997 号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、練馬区、川崎市、田原市

○平成 28 年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。
看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

180

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

児童相談所設置市（中核市）において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。

具体的な支障事例

療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づくと、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。

このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所（市）が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所（市）に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。

兵庫県では、平成 31 年 4 月に、明石市（平成 30 年 4 月に中核市移行）が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任をもって適切に対応できる。

根拠法令等

療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、京都府

〇児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	194	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項（事項名）

幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長

提案団体

豊中市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている（保育教諭）が、平成 32 年 3 月 31 日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。

具体的な支障事例

○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。

○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成 27 年 4 月にすべての公立の保育所（19 園）・幼稚園（7 園）が幼保連携型認定こども園に移行、平成 30 年 4 月までに私立保育所（3 園）私立幼稚園（8 園）が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成 31 年 4 月に向けて私立保育所（6 園）と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3 歳児 2 号枠を設定することにより、2 歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後残る私立保育所（50 園）、私立幼稚園（17 園）に働きかけを行う予定としている。

このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が 2 年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。

○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会

○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。

○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事案を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。

○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。

○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。

○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考ええる。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。

「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長され

ることとなれば、32 年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○平成 30 年度認定こども園に関する調査（内閣府認定こども園担当）により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する 37 の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は 1,044 人、うち片方の資格の職員は 100 人となっている。また、このうち資格取得が未定のものは、63 人となっている。

○平成 30 年 2 月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で 96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約 93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約 85%、非正規職員も含めると施設全体では約 83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が 100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないように、経過措置の延長をしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成 30 年 4 月 1 日までに 14 の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32 以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会（全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟）からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。（H30.6.18 国へ要望済み）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成 30 年4月 16 日付の通知（「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について」）でも一定の見直しが図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第 539 号）、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年3月 31 日付府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。

○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。

○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。

施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。

このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。

○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。

○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。

○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。

また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。

本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。

○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。

○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。

○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。

施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。

○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にはその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。

○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。

国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。

○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。

そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。

○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。

○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択

することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。

○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。

○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。

○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。

○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。

○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。

○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。

○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 201 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項（事項名）

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票（臨個票）の簡素化

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。

具体的な支障事例

指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。
更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票（臨個票）」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。（本県では、年間の申請件数約 18,000 件のうち、約 15,000 件が更新の申請となっている。）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

医療機関の臨床個表作成の負担を軽減するとともに、行政による審査業務の効率化が図られ、速やかな認定に資する。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 12 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、川崎市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、島根県、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

○新規と更新の「臨床調査個人票（臨個票）」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。
また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変

な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。

以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。

○【現状認識】

①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。

②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。

また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。

【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】

①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。

②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。

○受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。

(年間更新件数 約 30,000 件(一部地域除く))

○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。

臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡略化ができれば、医療機関の負担軽減とともに、行政による審査業務の効率化により、速やかな支給認定に資するものと考えられる。

○更新申請時の臨床調査個人票については、重症度分類に関する事項を中心とした記載内容に変更が望ましいと考えられ、制度改正が出来れば効率化が図れると考えられる。

○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。

○詳細かつ大量な臨個票は、作成する指定医の負担が大きいため、臨個票の作成が遅れ、受給者の更新申請が進まない事例や、寝たきりなど重度の状態であっても必ず提出を求められることで、患者側の申請手続きに係る負担が大きい事例もある。

内容を審査する行政にとっても、記載内容等の問い合わせにかなりの時間と労力を要すると同時に、問合せ先となる指定医の負担も大きい。

○指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。

更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。

○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。

○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。

○更新申請時の臨床調査個人票については、記載する項目が増えたことで負担が非常に大きくなっていると難病指定医から御意見をいただいている。

臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。

○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。

このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。

○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定

となる。

○有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。

治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	207	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項（事項名）

介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。

再交付にかかる処理件数が年間約 2000 件あり、そのため事務が煩雑となっている。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

また、再交付申請件数は年間約 2000 件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約 2000 分増加している。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
介護保険法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山口市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市

○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○当市では、年間約 300 人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止としてほしい。

○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。

マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。

介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。

○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。

○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。

再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。

○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。

個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。

○再交付事務年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 208 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項（事項名）

医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
国民健康保険法施行規則
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市

○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。

また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。

○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づく再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5%であり、約95%について、職員が確認し記載している状況である。

個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。

待合時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。

○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくいと、円滑な再交付事務の支障となっている。

○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性をについて理解を求めることは難しい。

○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 209 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項（事項名）

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
障害者総合支援法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けの廃止を求められている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	210	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項（事項名）

育児休業等の期間延長にかかる要件緩和

提案団体

大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。

具体的な支障事例

現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、（省略）当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。

本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。

また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。

また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。

根拠法令等

雇用保険法第 61 条の 4、雇用保険法施行規則第 101 条の 11 の 2 の 3 第 1 号、育児休業・介護休業法第 5 条第 3 項第 2 号、育児休業・介護休業法施行規則第 6 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪府、豊中市、池田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、藤井寺市、島本町、玉野市、松浦市、宮崎市

○本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な把握が困難となっているだけでなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。

○本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。

また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げを繰り返す事例が多数発生している。

○当市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正の必要性がある。

○入所申込を受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。

育休（給付金の受給期間）を延長するために申込みした者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても（入所決定した以上）入所保留通知書の発行はできず、育休（給付金の受給期間）の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。

○本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。

本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。

○当市においても、復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり、申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており、事務負担の増、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。

このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。

○当市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。

今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。

○育児休業等の延長のために保育所の入所申込をする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。

○本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。

入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。

○育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業が取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。

上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。

事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。

○本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障を生じている。

○現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にとっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。

○無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改正が必要と考える。

○府内市町村からも賛同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。

○本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。)

育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。

○本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。

○育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が多く見受けられ、本来入所できていた子どもが入所できない状況が発生している。

そのため、事務の負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	211	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項（事項名）

共同保育の実施可能日の適用拡大

提案団体

大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日以外の 12 月 28 日、1 月 4 日等）等に適用範囲を拡大して欲しい。

具体的な支障事例

現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1 か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。

例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。

また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、待機児童解消に資する。

また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ないというような心理的な負担感が少なくなり、利便性も向上する。

根拠法令等

- ・「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、福島県、山口市、貝塚市、出雲市

○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。

本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。

○土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは、保育士の休暇確保等の観点から有効であると考える。市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し

提案団体

宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考え。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない（少ない）施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。
※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている

具体的な支障事例

「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の判断で「実地検査」の頻度。方法等を設定できるようになれば、優良施設等については、3年に1度の実地検査の実施とする」あるいは「安全対策及び処遇と会計にかかる「実施検査」を分け隔年で実施する」等の効率化により生み出した時間を用いて、優良施設とは認められない施設、新規に設置された施設等の実地検査に注力し、より徹底して行うこと等が可能となる。その結果、安全確保、処遇の向上、会計処理の適正化等が実現できる。
優良施設等側から見れば、実地検査を受ける際に必要となる時間・事務量が削減されるため、児童の処遇に充

根拠法令等

児童福祉法施行令第38条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、秋田市、新潟市、山口市、愛知県、兵庫県、神戸市、徳島県、松浦市、熊本市、沖縄県

○当市では、保育所・家庭的保育事業等の認可及び年1回以上の実地検査（施設監査）を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には年2回以上の実地検査を行っており、職員の負担が増加している。また、検査対象の施設等から、「指摘が少ない施設と指摘が多い施設が、毎年同一の検査を受けることを見直すべきではないか」との意見も受けている。当市としても、過去の検査で指摘が少なかった施設等

は、検査項目を絞ったスポット検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第35条の4・第38条に「1年に1回以上」の実地検査が義務づけられているため、「1年に1回」の検査頻度は見直すことができない。当市の意見として、各施設等の状況に応じたメリハリある実地検査を行うために、児童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図りたい。

○本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地にて直接運営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の実地検査を行うことは難しくなりつつある状況にある。提案にあるとおり、過去の実地検査において特段問題の見受けられない施設については毎年度ではなく2年あるいは3年に1度の実地検査が認められる等地域の实情に応じた弾力的運用が認められることは、適切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可能になると考える。

○本市の検査は、現在従来どおり1年に1度の実地検査を行っていますが、施設数の増加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実施しています。半日での実地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況ですので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うことが必要であると考えます。

○本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で実地検査の頻度、方法等を設定できるようになれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことができ、保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。

○本市においても保育施設数が増加する一方、職員の増員等実地検査体制の整備は容易でないため、施設に対する監査が適切に行うことが難しくなる恐れがある。

○本県においても、実地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。

○検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で実地検査を行っているため、都道府県の判断で確認監査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉行政全体の質の向上が図られる。

○本県においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し実地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日で2か所(午前、午後)の保育所に実地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが課題となっている。従って、効果的・効率的な指導監査を行えるよう、地域において弾力的な運用を求める意見には賛成である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

提案団体

沖縄市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所（利用定員が20人以上）のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。
○現在特区において、特区小規模保育事業（※1）を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。
※1 国家戦略特区法の改正（29年9月施行）により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。
○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。

具体的な支障事例

○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業（認可外保育）での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。
○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する
○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、山県市、豊中市

○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。

○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。

○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なく、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 230 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項（事項名）

保育教諭の経過措置の延長

提案団体

館山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長

具体的な支障事例

現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成 31 年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成 31 年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。
○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では 31 年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の 3 歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。
○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭

免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○平成 31 年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成 32 年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成 31 年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成 30 年 1 月の有効求人倍率が、5.13 となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32 年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32 年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32 年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許（有効な状態）・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら 30 時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用（非正規）職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職（離職）等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。

○平成 30 年 2 月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で 96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約 93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約 85%、非正規職員も含めると施設全体では約 83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が 100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市では平成 30 年 1 月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は 182 人中 11 人（約 6%）である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1 人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格

をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。

○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成 31 年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成 31 年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が修了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成 30 年 4 月 1 日までに 14 の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32 以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会（全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟）からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。（H30.6.18 国へ要望済み）